**地域密着型通所介護への移行に関する定員の考え方ついて**

『地域密着型通所介護』と『通所介護』の位置付けの判断となるのは、

『**指定通所介護事業所の利用定員**』です。

『指定通所介護事業所の利用定員』とは、サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、

事業所において『**同時に**指定通所介護の提供を受けることができる**利用者の数の上限**』をいいます。

※ 大阪府に届け出ている『事業所の利用定員』により判断します。

具体的な利用定員の考え方は、以下の図表をご参照ください。

**“地域密着型通所介護”となる事例（事業所の利用定員：19名未満）**

**（例１）『1日型のデイ』の1単位を実施**

**【１単位目】：月～金　９：００～１７：００　定員１０名　　　　の場合**

1単位目（定員：１０名）

9:00 12:00 15:00 18:00

**事業所の利用定員“10名”　　　　　　地域密着型デイ**

（19名未満）

**【注意！】**

**１７人＋１５人＝３２人**

**という考え方ではありません！**

**（例２）『午前・午後の半日型デイ』（計２単位）を実施**

**【１単位目】：月～金　　９：００～１２：３０　定員１７名**

**【２単位目】：月～金　１３：３０～１７：００　定員１５名　　の場合**

２単位目（定員：１５名）

1単位目（定員：１７名）

9:00 12:00 15:00 18:00

（19名未満）

**事業所の利用定員“1７名”　　　　　　地域密着型デイ**

**“通所介護”となる事例（事業所の利用定員：19名以上）**

**（例１）『1日型のデイ』（1単位）を実施**

**【１単位目】：月～金　９：００～１７：００　定員２０名　　　　の場合**

1単位目（定員：２０名）

　　9:00 12:00 15:00 18:00

**事業所の利用定員“２０名”　　　　　　通所介護**

（19名以上）

**（例２）『午前・午後の半日型デイ』と『1日型デイ』を計３単位で実施**

**【１単位目】：月～金　　９：００～１２：３０　定員１０名**

**【２単位目】：月～金　１３：３０～１７：００　定員１０名**

**【３単位目】：月～金　　９：００～１８：００　定員１０名　　の場合**

２単位目（定員：１０名）

1単位目（定員：１０名）

３単位目（定員：１０名）

9:00 12:00 15:00 18:00

（19名以上）

**事業所の利用定員“２０名”　　　　　　通所介護**

**（例３）『午前・午後の半日型デイ』を計３単位実施**

**【１単位目】：月～金　　９：００～１２：３０　定員１０名**

**【２単位目】：月～金　　９：００～１２：３０　定員１０名**

**【３単位目】：月～金　１３：３０～１７：００　定員１０名　　の場合**

３単位目（定員：１０名）

1単位目（定員：１０名）

２単位目（定員：１０名）

9:00 12:00 15:00 18:00

（19名以上）

**事業所の利用定員“２０名”　　　　　　通所介護**

**（例４）サービス提供日によって異なる定員（計2単位）で実施**

**【１単位目】：月・水・金　　９：００～１７：００　定員１５名**

1単位目（定員：１５名）

9:00 12:00 15:00 18:00

**【２単位目】：火・木・土　　９：００～１７：００　定員２０名　　の場合**

２単位目（定員：２０名）

9:00 12:00 15:00 18:00

（19名以上））

**事業所の利用定員“２０名”　　　　　　通所介護**

**要注意！！**

地域密着に移行するか・しないかの判別に **報酬算定上の規模区分（小規模や通常規模）は関係ありません。**

**①　現在、通常規模以上の報酬を算定している事業所であっても、**

**定員が19人未満の場合は、地域密着型通所介護に移行します。**

**②　現在、小規模の報酬を算定している事業所であっても、**

**定員が19人以上の場合は地域密着型通称介護には移行しません。**